

PiT a Pa 会員規約の改定内容

改定後	改定前
<p style="text-align: center;">P i T a P a 会員規約</p> <p>第 2 条 (家族会員)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 家族会員とは、本会員がカード利用により生じる全ての責任を負うことを承諾した家族（これを本条第 4 項において、「家族会員の前提条件」という）で、カードの入会申込みをされ、両社が入会を認めた方をいいます。ただし、本会員が退会その他の理由で会員資格を喪失したときは、当該家族会員も会員資格を喪失するものとします。 2. 家族会員は、家族会員用に発行したカード（以下「家族カード」という）の利用内容・利用状況等について、本会員に通知することを予め承諾するものとします。 3. 本会員は、家族会員に対し本規約の内容を遵守させるものとします。本会員は、家族会員が本規約の内容を遵守しなかったことにより生じた損害（家族カードの管理に関して生じた損害を含む）について家族会員と連帯して賠償の責を負うものとします。 4. 本会員は、家族会員が事由の如何を問わず本条第 1 項に規定する家族会員の前提条件を喪失した場合あるいは家族会員の前提条件がないことが判明した場合は、第 15 条の定めに準じて家族会員によるカード利用の中止を申し出るものとし、スルツとはこの申出に基づいて当該カードの利用中止の手続きを行うものとします。本会員は、この手続完了以前に当該家族会員であった者のカード利用により生じる全ての責任が消滅したことを、スルツとに対して主張することはできません。 <p>第 9 条 (会員保障制度)</p> <p>前条第 2 項の規定にかかわらず、スルツとは会員が紛失・盗難により他人にカードを不正利用された場合、前条第 1 項のスルツとへの届出がなされた日以降は、これによって本会員が被るカードの不正利用による損害を補填します。</p>	<p style="text-align: center;">P i T a P a 会員規約</p> <p>第 2 条 (家族会員)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 家族会員とは、本会員がカード利用により生じる全ての責任を負うことを承諾した家族（これを本条第 4 項において、「家族会員の前提条件」という）で、カードの入会申込みをされ、両社が入会を認めた方をいいます。ただし、本会員が退会その他の理由で会員資格を喪失したときは、当該家族会員も会員資格を喪失するものとします。 2. 家族会員は、家族会員用に発行したカード（以下「家族カード」という）の利用内容・利用状況等について、本会員に通知することを予め承諾するものとします。 3. 本会員は、家族会員に対し本規約の内容を遵守させるものとします。本会員は、家族会員が本規約の内容を遵守しなかったことにより生じた損害（家族カードの管理に関して生じた損害を含む）について家族会員と連帯して賠償の責を負うものとします。 4. 本会員は、家族会員が事由の如何を問わず本条第 1 項に規定する家族会員の前提条件を喪失した場合あるいは家族会員の前提条件がないことが判明した場合は、第 15 条第 2 項の定めに準じて家族会員によるカード利用の中止を申し出るものとし、スルツとはこの申出に基づいて当該カードの利用中止の手続きを行うものとします。本会員は、この手続完了以前に当該家族会員であった者のカード利用により生じる全ての責任が消滅したことを、スルツとに対して主張することはできません。 <p>第 9 条 (会員保障制度)</p> <p>前条第 2 項の規定にかかわらず、スルツとは会員が紛失・盗難により他人にカードを不正利用された場合、前条第 1 項のスルツとへの届出がなされた以降は、これによって本会員が被るカードの不正利用による損害を補填します。</p>

第10条（カードの再製・再発行）

スルッとは、カードの紛失・盗難・毀損・滅失等の場合には、会員がスルッと所定の手続きを行い、スルッとが適当と認めた場合に限り、カードを再製・再発行します。この場合本会員は、スルッと所定のカード再製・再発行手数料を支払うものとし

第11条（届出事項の変更）

1. 氏名・住所・決済口座・職業・勤務先等スルッとへ届け出た事項に変更が生じた場合、会員は遅滞なく所定の用紙の提出または電話による連絡等、所定の方法により変更事項を届け出るものとします。
2. 前項の届出がないために、両社からの通知または送付書類その他の物が延着または不着となった場合には、通常到着すべきときに会員に到着したものとみなします。ただし、届出を行わなかったことについてやむを得ない事情があるときは除きます。
3. 会員が、本会員としてスルッとから複数のカード（スルッとが他社と提携して発行するカードを含む）を貸与されている場合、会員がいずれかのカードに関して届け出た変更事項は他のカードについても届け出たものとします。

第12条（付帯サービス）

1. 会員は、カードに付帯して提供するサービスおよび特典（以下「付帯サービス」という）を利用することができます。会員が利用できる付帯サービスおよびその内容については別途スルッと所定の方法（ホームページ等）により公表します。

第15条（退会）

1. 本会員は、退会する場合、第47条第1項記載の窓口に連絡のうえ、スルッと所定の方法によりスルッとに届け出るものとし、手続きの完了を認められたときをもって退会とします。この場合、債務全額を一括して弁済していただくこともあります。
2. 第3条第2項第1号に規定する一般家族カードを保有する家族会員のみが退会する

第10条（カードの再製・再発行）

スルッとは、カードの紛失・盗難・毀損・滅失等の場合には、本会員がスルッと所定の手続きを行い、スルッとが適当と認めた場合に限り、カードを再製・再発行します。この場合本会員は、スルッと所定のカード再製・再発行手数料を支払うものとし

第11条（届出事項の変更）

1. 氏名・住所・決済口座・職業・勤務先等スルッとへ届け出た事項に変更が生じた場合、会員は遅滞なく所定の用紙の提出または電話による連絡等、所定の方法により変更事項を届け出るものとします。ただし、次項に定める場合を除きます。
2. 氏名・暗証番号・決済口座を変更する場合、その他スルッとが必要と認めた場合には、会員は所定の用紙を提出する方法により変更事項の届出を行うものとし
3. 前2項の届出がないために、両社からの通知または送付書類その他の物が延着または不着となった場合には、通常到着すべきときに会員に到着したものとみなします。ただし、届出を行わなかったことについてやむを得ない事情があるときは除きます。
4. 会員が、本会員としてスルッとから複数のカード（スルッとが他社と提携して発行するカードを含む）を貸与されている場合、会員がいずれかのカードに関して届け出た変更事項は他のカードについても届け出たものとします。

第12条（付帯サービス）

1. 会員は、カードに付帯して提供するサービスおよび特典（以下「付帯サービス」という）を利用することができます。会員が利用できる付帯サービスおよびその内容については別途スルッとから本会員に対し通知します。

第15条（退会）

1. 本会員は、退会する場合、第47条第1項記載の窓口に連絡のうえ、スルッと所定の方法によりスルッとに届け出るものとし、手続きの完了を認められたときをもって退会とします。この場合、債務全額を一括して弁済していただくこともあります。
2. 家族会員のみが退会する場合は、本会員が第47条第1項記載の窓口に連絡のうえ、

場合は、本会員または当該家族会員が、第 47 条第 1 項記載の窓口に連絡のうえ、スルッと所定の方法によりスルッとに届け出るものとします。

3. 第 3 条第 2 項第 2 号に規定するジュニアカード、同第 3 号に規定するキッズカードを保有する家族会員のみが退会する場合は、本会員が第 47 条第 1 項記載の窓口に連絡のうえ、スルッと所定の方法によりスルッとに届け出るものとします。
4. 会員が退会する場合は、第 36 条第 3 項に定めるバリュー払戻手数料を支払うものとします。

第 30 条 (ポストペイ機能によるショッピング利用)

1. 会員は、一般加盟店において所定の手続きを行うことにより、カードを決済手段として、商品または権利の購入、あるいは役務の提供等を受けることができます(以下「ショッピング利用」という)。両社は、ショッピング利用にかかる 1 日あたりのポストペイ利用枠を設定することができるものとします。
2. 会員のカード利用に際して、利用金額、購入する商品または権利、あるいは提供を受ける役務によっては両社の承認が必要となります。この場合、会員は、一般加盟店が両社に対してカード利用に関する照会を行うことを予め承諾するものとします。その際、両社が会員本人のご利用であることを確認させていただくことがあります。
3. 両社は、会員のカード利用が適当でない判断した場合、または約定支払額が約定支払日に支払われなかった場合には、カード利用をお断りすることがあります。また、回数券・貴金属・金券類等の一部の商品については、カード利用を制限させていただくことがあります。

第 39 条 (個人情報の取得・保有・利用および提供等)

1. 会員または会員の予定者(以下総称して「会員等」という)は、本規約(本申込みを含む。以下同じ)を含む両社との取引の与信判断および与信後の管理ならびに付帯サービスの提供のため、以下(1)から(6)の情報(以下これらを総称して「個人情報」

スルッと所定の方法によりスルッとに届け出るものとします。

3. 会員が退会する場合は、第 36 条第 3 項に定めるバリュー払戻手数料を支払うものとします。

第 30 条 (ポストペイ機能によるショッピング利用)

1. 会員は、一般加盟店において所定の手続きを行うことにより、カードを決済手段として、商品または権利の購入、あるいは役務の提供等を受けることができます(以下「ショッピング利用」という)。両社は、ショッピング利用にかかる 1 日あたりのポストペイ利用枠を設定することができるものとします。
2. 通信販売等両社が特に認めた場合には、会員は、カードの提示等を省略することができます。この場合、会員は、スルッとまたは三井住友が適当と認める方法によりカードを利用するものとします。
3. 会員のカード利用に際して、利用金額、購入する商品または権利、あるいは提供を受ける役務によっては両社の承認が必要となります。この場合、会員は、一般加盟店が両社に対してカード利用に関する照会を行うことを予め承諾するものとします。その際、両社が会員本人のご利用であることを確認させていただくことがあります。
4. 両社は、会員のカード利用が適当でない判断した場合、または約定支払額が約定支払日に支払われなかった場合には、カード利用をお断りすることがあります。また、回数券・貴金属・金券類等の一部の商品については、カード利用を制限させていただくことがあります。

第 39 条 (個人情報の取得・保有・利用および提供等)

1. 会員または会員の予定者(以下総称して「会員等」という)は、本規約(本申込みを含む。以下同じ)を含む両社との取引の与信判断および与信後の管理ならびに付帯サービスの提供のため、以下(1)から(6)の情報(以下これらを総称して「個人情報」

という)を両社が保護措置を講じた上で取得・利用することに同意します。なお、第7条に定める三井住友が行う与信後の管理には、カードの利用確認、本会員へのカード利用代金のお支払い等のご案内(支払遅延時の請求を含みます)をすること(以下(2)の契約情報を含む家族カードに関するお支払い等のご案内は、本会員のご案内します)、および、法令に基づき市区町村の要求に従って会員の個人情報(入会申込書の写し・残高通知書等)を市区町村に提出し住民票・住民除票の写し・戸籍謄抄本・除籍謄本等(これらの電子化されたものにかかる記載事項の証明書を含みます)の交付を受けて連絡先の確認や債権回収のために利用すること、を含むものとします。また、会員等は、会員等が本会員としてスルッとから複数のカード(スルッとが他社と提携して発行するカードを含む)を貸与されている場合、本条の同意の対象となる個人情報は、複数のカードの一部または全部に関して本条と同様の規定に基づき同意の対象となっている個人情報を含むことに、同意したものとします。

- (1)申込み時もしくは入会後に会員等が申込書等に記入または入力し、もしくは会員等が提出する書類等に記載されている氏名、年齢、生年月日、住所、電話番号(携帯電話番号を含む)、メールアドレス、職業、勤務先、取引を行う目的、資産、負債、収入等の情報(以下総称して「氏名等」という)、本規約に基づき届け出られた情報、届出電話番号(携帯電話番号を含む)の現在および過去の有効性(通話可能か否か)に関する情報および電話等でのお問い合わせ等により両社が知り得た氏名等の情報(以下総称して「属性情報」という)

第42条(会員契約が不成立の場合)

会員契約が不成立の場合であっても、会員等が入会申込みをした事実は、当該契約の不成立の理由の如何を問わず第39条第1項、および第41条第1項に該当する場合は本規約附則第7条、第41条第2項に該当する場合は提携先および提携先クレジット会社の規定にそれぞれ基づき一定期間利用されますが、それ以外に利用されることはありません。なお、本申込により会員等から収集した第39条第1項(1)、(4)および(5)の情報については、当社の規定に基づき一定期間保管するものとします。

という)を両社が保護措置を講じた上で取得・利用することに同意します。なお、第7条に定める三井住友が行う与信後の管理には、カードの利用確認、本会員へのカード利用代金のお支払い等のご案内(支払遅延時の請求を含みます)をすること(以下(2)の契約情報を含む家族カードに関するお支払い等のご案内は、本会員のご案内します)、および、法令に基づき市区町村の要求に従って会員の個人情報(入会申込書の写し・残高通知書等)を市区町村に提出し住民票・住民除票の写し・戸籍謄抄本・除籍謄本等(これらの電子化されたものにかかる記載事項の証明書を含みます)の交付を受けて連絡先の確認や債権回収のために利用すること、を含むものとします。また、会員等は、会員等が本会員としてスルッとから複数のカード(スルッとが他社と提携して発行するカードを含む)を貸与されている場合、本条の同意の対象となる個人情報は、複数のカードの一部または全部に関して本条と同様の規定に基づき同意の対象となっている個人情報を含むことに、同意したものとします。

- (1)申込み時もしくは入会後に会員等が申込書等に記入し、もしくは会員等が提出する書類等に記載されている氏名、年齢、生年月日、住所、電話番号、職業、勤務先、取引を行う目的、資産、負債、収入等の情報(以下総称して「氏名等」という)、本規約に基づき届け出られた情報、届出電話番号の現在および過去の有効性(通話可能か否か)に関する情報および電話等でのお問い合わせ等により両社が知り得た氏名等の情報(以下総称して「属性情報」という)

第42条(会員契約が不成立の場合)

会員契約が不成立の場合であっても、会員等が入会申込みをした事実は、当該契約の不成立の理由の如何を問わず第39条第1項、および第41条第1項に該当する場合は本規約附則第7条、第41条第2項に該当する場合は提携先および提携先クレジット会社の規定にそれぞれ基づき一定期間利用されますが、それ以外に利用されることはありません。

以上
【2022 年 4 月改定】

PiTaPa 会員規約附則

第 2 条（複数カード保有の制限）

1. 附則会員は、原則として、2 枚以上のカード（別のクレジットカードとの一括請求タイプのカードを除く）を保有することはできません。
2. 附則会員が、スルッとが発行するカードを 2 枚以上保有する場合もしくはこれと共にスルッと発行の提携カード（別のクレジットカードとの一括請求タイプのカードを除く）を保有する場合等、附則会員として複数のカードを貸与されているときは、本附則第 2 条の 2 に規定する利用額の合計はそのすべてのカードの利用額を通算した額とします。
3. 附則会員が本附則第 2 条の 2 に定める極度額を超えてカードを利用した場合も、附則会員は当然にその支払いの責を負うものとします。

第 2 条の 2（ポストペイ利用の制限）

附則会員および家族会員の交通利用、ショッピング利用において、利用月から支払月までの間の各月 1 日乃至 10 日の利用額の合計が 30 万円（IC 定期券購入時は 60 万円、この際も IC 定期券購入以外の利用額の合計の上限は 30 万円のまま。当該上限の金額を「極度額」という）を超える場合は、本規約第 31 条に定めるポストペイ利用枠の範囲内であっても、三井住友カード株式会社（以下「三井住友」という）に支払うべき債務の本会員による支払いが確認されるまでの間、カードのポストペイ利用を制限するものとします。

第 6 条（ご利用明細の提供方法）

附則会員は、ご利用明細については、附則会員自らスルッとが指定するホームページ

以上
【2020 年 10 月改定】

PiTaPa 会員規約附則

第 2 条（複数カード保有の制限）

1. 附則会員は、原則として、2 枚以上のカード（別のクレジットカードとの一括請求タイプのカードを除く）を保有することはできません。
2. 附則会員が、スルッとが発行するカードを 2 枚以上保有する場合もしくはこれと共にスルッと発行の提携カード（別のクレジットカードとの一括請求タイプのカードを除く）を保有する場合等、附則会員として複数のカードを貸与されているときは、そのすべてのカードを通過して、本会員に通知する PiTaPa 会員規約（以下「本規約」という）第 31 条に規定するポストペイ利用枠の範囲内での利用といたします。
3. 附則会員が本条に定める利用枠を超えてカードを利用した場合も、附則会員は当然にその支払いの責を負うものとします。

第 2 条の 2（ポストペイ利用の制限）

附則会員および家族会員の交通利用、ショッピング利用において、利用月から支払月までの間の各月 1 日乃至 10 日の利用額の合計が 30 万円を超える場合は、本規約第 31 条に定めるポストペイ利用枠の範囲内であっても、三井住友カード株式会社（以下「三井住友」という）に支払うべき債務の本会員による支払いが確認されるまでの間、カードのポストペイ利用を制限するものとします。

第 6 条（ご利用明細の通知方法）

附則会員は、ご利用明細については、附則会員自らスルッとが指定するホームページ

(<https://www.pitapa.com/>) から入会する「PiTaPa 倶楽部」ページでお支払い金額等を確認するものとし、附則会員はこれに同意するものとします。また、一部を除く加盟社局の駅等でもお支払い金額等を確認できます。これらの方法によらずに、ご利用明細の書面交付を希望される附則会員は、本規約第 47 条第 2 項記載の窓口にご相談ください。

【2022 年 4 月改定】

(<https://www.pitapa.com/>) から入会する「PiTaPa 倶楽部」ページでお支払い金額等を確認するものとし、附則会員はこれに同意するものとします。また、スルッと加盟社局の駅等でもお支払い金額等を確認できます。

【2020 年 4 月改定】